

# 「枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）」 に関するご意見を募集します

枚方市では、市内工場の再投資を促進し、地域産業の活力維持や雇用の確保を図るため、敷地面積9,000 m<sup>2</sup>以上または建築面積3,000 m<sup>2</sup>以上の製造業の工場（※）を対象とした緑地等の整備基準について、地域の実情に即した基準を定める条例の制定手続きを進めています。（※令和7年11月現在、市内38工場が対象。）あわせて、対象工場における緑地の質の向上や周辺環境への配慮を確保するためのガイドラインを策定し、地域と工場が調和しながら共生できる環境づくりを推進します。

については、条例（骨子）について市民の皆さまのご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。お寄せいただいたご意見は、条例制定に向けた検討の参考にさせていただくとともに、市の考え方を付して、市ホームページで公表いたします。

なお、条例（骨子）等は、商工振興課（市役所本庁別館3階）、市役所（本館1階受付・別館1階受付・別館6階行政資料コーナー）、各支所及び各生涯学習市民センター等に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。



枚方市ホームページ

## 【意見の募集期間及び結果公表時期】

募集期間：令和7年（2025年）12月5日（金）～令和7年（2025年）12月24日（水）

結果公表：令和8年（2026年）2月下旬予定

## 【今後のスケジュール】

令和8年（2026年）3月 3月定例月議会へ条例案の提出（予定）

令和8年（2026年）4月 枚方市工場立地法地域準則条例の施行（予定）

## 【意見の提出方法】

### 1. 公共施設等に設置している意見回収箱に投函される場合

意見提出用紙に必要事項をご記入の上、公共施設等に設置している「意見回収箱」に投函してください。

＜意見回収箱の設置場所＞

商工振興課（別館3階）、市役所本館（1階・受付）、市役所別館（1階・受付）、各支所（津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所）、各生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター、中央図書館、地域活性化支援センター、まるっこどもセンター

### 2. インターネットの場合

市ホームページまたは、右のQRコードから意見提出専用の入力フォームに繋がります。必要事項をご記入の上、送信してください。

### 3. 郵送・ファクス・電子メールの場合

意見提出用紙に必要事項をご記入の上、以下の宛先まで送付してください。

【QRコード】

送付先	枚方市観光にぎわい部 商工振興課
住所	〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
ファクス	072-841-1278
メール	shokou@city.hirakata.osaka.jp



意見提出用フォーム

## 【対象者】

本市在住・在職・在学の方及び本市で活動している個人並びに本市において活動している団体及び事業者等です。

## 【注意事項】

- 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けしかねますので、あらかじめご了承願います。
- 「氏名または団体名」、「住所または所在地」、「電話番号またはファクス番号」が明記されていない場合は、ご意見を受付できません。また、ご意見の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をあわせてご記入ください。
- 公表する内容は、ご意見の要旨と市の考え方です。氏名・住所等の個人情報や特定の個人が識別しうる記述等は公表しません。また、類似のご意見等につきましては、まとめて公表する場合があります。
- ご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承願います。
- パブリックコメントの対象は「枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）」のみです。

# 意見提出用紙

## 「枚方市工場立地法地域準則条例（骨子）」についてのパブリックコメント ご記入欄

1. 氏名または団体名（フルネームでご記入ください）（必須項目）

2. 個人、団体等の別をお知らせください。（必須項目）

個人	/	団体	/	事業者等
----	---	----	---	------

3. 住所または所在地（必須項目）

4. 電話番号またはファクス番号（必須項目）

5. ご意見をご記入ください。

※資料のどの部分に関する意見なのか、該当箇所を明記してください。

＜記載例＞ 4ページ、6. 周辺環境への配慮 「〇〇〇について」 XXXXXXXX と思います。

※個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正な管理を行います。  
また、記入事項のもの、虚偽の情報など不適切な記述が認められる場合には、原則受付できません。